

平成 2 6 年 1 0 月 7 日

各 部 局 長 様

志木市長 香 川 武 文

平成 2 7 年度予算の編成について（通知）

平成 2 7 年度の予算編成方針を別紙のとおり定めたので、通知する。

なお、予算規則第 5 条の規定により、所管の課長に対し、予算の編成について指示するよう、あわせて通知する。

平成 2 7 年 度 予 算 編 成 方 針

「“市民力”再発見！夢と未来を語れる ふれあいあふれるまち志木」。

新たなまちづくりがスタートして3年目の予算編成となる平成27年度当初予算は、本市が描く将来像の礎を現実のものとして形づくっていくための重要な予算となる。

そのために、3つの基本理念、

- ① 対話力を通じて、市民のみなさま、各種団体のみなさまと共に議論をし、積極的に意見交換をしながら、その声がしっかりと行政に響く、しっかりと役所に届く志木市の実現
- ② 超高齢社会をむかえ、志木市の将来を支える若者たちが、夢と未来を語り合いながら、志木市にずっと住みたい、住み続けたいと思えるようなまちづくりの実現
- ③ 若者から高齢者の方々が、それぞれの知恵、経験を生かしながら、行政と共に汗をかき、ふれあいを感じられるまちづくりの実現

そして、5つの行動指針、

- ① 市民がもっと主役のまちづくり
- ② 市民の役に立つところの「市役所」への改革
- ③ 市民に飛び込む政治姿勢
- ④ 志木市の魅力を発信し、そして循環する経済を
- ⑤ みんなの「いのち」、「子どもの未来」を大切にする

を今一度、肝に銘じ、真に必要な予算を編成していかなければならない。

編成を進めるにあたっては、市民が望む政策を実施し、市民との協働のまちづくりを実施していくことを念頭に置かなければならない。

そのためには、市民の声をしっかりと分析したうえで、適正なプロセスを踏む必要がある。

あわせて、次の4つの事項を基本的な考え方として、予算編成の柱とすべきものとする。

第一に、7つの基本方針、35の実行計画を着実に推進するための予算を計上するものであること。

平成27年度は、私の掲げるまちづくりの実行計画を確実に達成するために作成した工程表において、多くの項目が一定の完成に至

る年度となる。当初設定した目標を達成することはもちろんのこと、それを超えるような成果の創出を見据えた予算を計上するものとする。

第二に、サマーレビューの結果を踏まえた予算とすること。

9月から実施している「サマーレビュー」の対象となった事業については、その議論の結果を尊重し、行政効果や効率性、行政関与の妥当性等の観点から事務事業を検証し、必要な見直しを行った予算を計上されたい。

第三に、我が国経済や国・県の動向をしっかり把握し、時代の趨勢をとらえた的確な事業を考案すること。国においては、超高齢社会に対応するための地域包括ケアや、少子化に対応するための子ども・子育て支援新制度などの福祉施策、防災・減災等に資する国土強靱化の取組み、また、公共施設等総合管理計画策定の推進による公共施設の老朽化対策など、国においても地域の課題解決のための様々な分野の施策が実施・検討されているところである。また、県においても地域独自の特性にあわせた形で、これらの課題解決に更なる効果を発現するような施策の実施が見込まれる。また、平成26年9月の内閣府月例経済報告によると、「景気は、このところ一部に弱さも見られるが、緩やかな回復基調が続いている」と発表されている。雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策もあって、地域経済についても緩やかに回復していくことが期待される。

本市においても、こうした経済や国・県の動向をとらえた事業を展開する一方で、政府の進める消費税率の引き上げや、地方行財政制度の再構築の動きにも対応していかなければならない。国・県の施策との協調、さらには近隣市町との「地域連携」といった視点も必要である。

第四に、平成26年9月に発足した第二次安倍内閣において、新たに地方創生担当大臣が設置されたことは、国の動向の中でも特に注目しなければならない。同本部では、内閣総理大臣を本部長とする「まち・ひと・しごと創生本部」が創設され、基本方針において「地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服する」ことを目標とし、「若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現」や「地域の特性に即した地域課題の解決」などの取組みが挙げられているところである。

これに関連する具体的な施策については、今後、示されることになるが、各事業担当課においてはその策定状況を把握し、活用できる施策については積極的に活用することにより、本市の課題解決に

つなげていく必要がある。

特に、地域課題の解決については、本市では地区まちづくり会議などの手法により取り組んでいるところであるが、こうした施策との連携も視野に入れることで、より効果的な事業展開に努めること。以上のことを予算編成にあたっての基本的な考え方としつつ、下記の点にも注意して、平成２７年度の予算編成に取り組んでもらいたい。

記

1 総括的事項

- (１) 予算要求における各事業の経費の見積りにあたっては、最少の経費で最大の効果が得られるよう検討し、単年度のみならず将来に向けて持続可能な財政運営をめざすことを共通の認識とする。

また、各課で所管する分野ごとの事業計画の推進にあっても、行政の強みを最大限活かし、データを収集・分析して、将来発生するであろう課題に対し、事前に解決すべく必要な予算を計上すること。

- (２) 前例踏襲は認めない。サマーレビューを実施した事業だけでなく、すべての事務事業について、PDCAサイクルの徹底を図り、決算の状況や行政評価結果も踏まえ、聖域なく見直しを行うことで事業の新陳代謝を加速し、社会情勢の変化に適切に対応すること。

既存事業についても、当初見込んだ事業効果が得られていない事業、既に役割が失われている事業は、事業の廃止を含めて検討することとし、新規事業の立案に当たっては、スクラップ・アンド・ビルドに努めること。

- (３) 志木市ふれあいミーティング「市長と話そう！まち・夢・未来」で寄せられた意見や、市民を対象として行った各種調査の結果等により、潜在的な部分も含め市民ニーズを的確に把握し、新たな市民サービスを提起することにより、市民生活の向上を図ること。

なお、新規事業を予算計上する際には、事業の推進による効果を具体的かつ明確にすることとし、その達成目標は原則としてアウトカム指標（事業の効果を表す指標）により設定すること。また、２年以上の期間で実施する事業の場合、事業実施期間におけ

る予定事業費の総額を明らかにすること。

(4) 国・県の予算編成の動向を的確に把握すること。

国の平成26年度の概算要求や消費税率の引き上げの影響など、国・県の施策等について、的確な情報の収集・把握に努め、新規事業の実施はもとより、新たに財源の付く可能性がある事業についても、積極的に取り込み、必要な予算を計上すること。

(5) 近隣市町との「地域連携」を念頭に、協働による相乗効果や事業の効率化を図るため、近隣市町の予算編成の動向を的確に把握すること。

(6) 部局協働（連携）を念頭に、複数の部局にまたがる政策課題については、より体系的で効果的な予算を編成するという観点から、予算要求にあたっては、あらかじめ関係する部局間で調整を行うこと。

(7) 市民協働や民間活力など「市民力」の活用を念頭に、民間を含めた市全体の財産を最大限に活用することにより、限られた職員数で効率的に質の高い市民サービスを提供していくことができるよう、政策課題に対応する仕組みを検討すること。

(8) 35の実行計画や各分野の計画に掲載されている項目のみならず、各部局とも、市民ニーズや時代の趨勢を的確にとらえた、本市の魅力向上に寄与する事業を企画立案すること。

各担当にあっては、ルーティンワークに安住せず、徹底した議論を行い、アイデア行政の視点をもって、ボトムアップで魅力ある事業を考案していくこと。

2 具体的事項

(1) 歳入関係

①原則

市税や地方交付税等については、経済情勢や過去の実績等を踏まえ、的確な見通しのもとに収入見込額を算出するとともに、一般財源に限りがある財政状況を勘案の上、各種事業の執行にあたっては、国・県補助金や使用料・手数料等の特定財源の確保に努めること。

特に、国・県補助金については、国・県の施策や方針、補助制度を十分研究し、積極的に活用すること。

②市税の確保

市税は自主財源の根幹をなすものであり、重要な財源であるとの認識に立ち、課税の公正、負担の公平を期すとともに、自主財源である市税の確保がますます重要になっていることから、課税客体・課税標準の的確な把握及び徴収率の向上に一層努め、歳入の確保に万全を期すこと。

③歳入確保の推進

市税をはじめ負担金や貸付金等の滞納整理を強化し、収入未済額の削減に努めるとともに、徴収見込額について適切に歳入予算に計上すること。

また、国・県支出金を伴う事業については、市の施策上、真に必要なものを峻別し、その政策効果、必要度・緊急度及び後年度負担を十分検討するとともに、必要なものは徹底して確保に努めること。

さらに、自主財源を発掘し確保するために、利用価値の低い市有財産について積極的に売却または賃貸借を行うなど有効活用を図るとともに、広告収入が期待できる事業についても検討すること。

④使用料・手数料の見直し

使用料及び手数料については、受益者負担の原則に則り、近隣市等他の地方公共団体や同種のサービスを提供する民間事業者の状況を十分に研究し、適正な金額かどうか十分吟味すること。

また、消費税率の引き上げが予定されていることから、その影響について整理し、適切な対応を図ること。

⑤市債の活用方針

財政構造の弾力性を確保し、健全な財政運営に資するため、財政健全化法による4指標の動向等に留意し、市債の活用にあたっては、後年度における財政負担を考慮するものであること。

したがって、元利償還金に対して後年度に交付税措置のある有利な事業への配慮など起債対象事業の選択に努め、安易に財源を市債に求めた事業計画とならないよう注意すること。

(2) 歳出関係

①原則

サマーレビューの結果も踏まえ、本市の行政サービス水準の現状や市民ニーズを的確に把握し、従来の概念にとらわれることなく、柔軟な発想で既存の制度・施策全般について、引き続き徹底した総点検・総見直しを行うこと。

特に、国・県の制度によらず、市が独自に実施しようとする新規

事業については、事業の終期を設定し、事業開始後は、事業の効果を定量的に把握すること。

継続することとなった事業についても決算分析を徹底して行い、予算額との乖離が大きいものについては原因を究明したうえで、事業の改善を図るとともに、過度な不用額の発生や安易な予算流用を行うことのないよう精度の高い見積もりを行うこと。

②補助金・負担金の見直し

補助金・負担金については、終期を設定するとともに、目的の達成度や社会情勢に即して必要性を検証すること。

また、補助金については、団体組織等運営費補助から事業費補助に考え方をシフトし、見直しを図ること。

なお、見直しに当たっては、関係者と十分な情報交換、協議を行い、理解を求めながら行うこと。

③物件費の見直し

物件費については、集中的に内容を精査・検証し、事業の効率化に向けて取り組むこと。

特に、委託料については、費用対効果の観点から、委託業務の範囲や内容について前例踏襲することなく、十分精査すること。また、新規に委託しようとする業務については、委託することが真に必要なかどうか、職員が直接行う場合と比較してどのような効果があるのかを十分に検討のうえ予算計上すること。

旅費については、新たな施策の具現化や、職員の資質向上につながる研修のための先進地等への旅費は、市民サービスの向上及び職員育成の観点から、積極的に予算計上すること。

需用費及び役務費については、決算額等を踏まえた上で必要性を十分に吟味し、経費の節減に努めること。

④維持補修費・維持補修工事費について

公共施設の維持補修費・維持補修工事費については、予防保全の視点も取り入れるとともに、公共施設マネジメント戦略が策定中であることを踏まえ、計画的な予算計上に努めること。

ただし、市民サービスに直ちに影響を及ぼすことが懸念される公共施設の修繕工事については、遺漏なく当初予算に計上するとともに、早急な対応が必要な場合は、補正予算に計上するなど、必要な予算措置を行うこと。

（３）特別会計及び企業会計

独立採算の原則に立ち、徹底した経営努力による経費の削減・合理化や収納率の向上対策を講じ、歳入の確保に努めるとともに、経営体質の改善を行い、一層の経営基盤の強化に努めること。

また、赤字補てんを目的とした一般会計からの繰入金のある会計にあっては、経営努力を行うとともに負担のあり方についての見直しを十分に行い、繰入金を抑制すること。

なお、具体的な予算編成方針等については、一般会計に準じること。